



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第42回 会計税務問答集 - 個人所得税減税 -

すでにご存じのように社会保険料の減免措置(個人負担分 4%、会社負担 4%)延長が決まりました。ニュースでは 1 月の上中旬くらいに報じられていたのですが、社会保険事務所の方からは正式に決まっていなかったので5%とするように指示があり、それに従い弊社の方でも顧客の給与計算をしていました。その後、正式に閣議で決まったのが1月の最終週。大慌てで顧客に連絡し申告書の差し替えに追われ、随分と振り回されました。社会保険の場合は個人所得税の源泉徴収と異なり、年内であれば次月で調整という仕組みがなく、一度、納付してしまうと還付しかありません。すぐに還付するとは言っていたようですが、書類を整え還付の手続きはしなくてはなりません。従って法令等は待たずに 1 月から行うのが良いと思うのですが、それにしても、決定のタイミングが 1 月末というのが悪すぎました。このタイミングでは大半の会社が給与計算自体は終了してしまっていたように思います。

さて、個人所得税についても 2013 年から減税することがすでに閣議決定されたようですが、未だに正式法令が出たという話を聞きません。(2月15日現在)こちらの方は次月以降で税額調整できるので、別段、法令を待つことで問題ないと思います。(少し長く時間を要しているところが気になります。)法令が出るのは確実なのでしょうから、今回は減税後のタックスオンタックスの税率テーブルを紹介したいと思います。まずは、普通の総所得から税金を計算する税率表からです。以下がタイで定められるであろう(新)税率表です。

課税所得の範囲	税率	例 (4.2 百万バーツ)	
		所得割当金額	税額
0 - 150,000	0%	150,000	0
150,000 - 300,000	5%	150,000	7,500
300,000 - 500,000	10%	200,000	20,000
500,000 - 750,000	15%	250,000	37,500
750,000 - 1,000,000	20%	250,000	50,000
1,000,000 - 2,000,000	25%	1,000,000	250,000
2,000,000 - 4,000,000	30%	2,000,000	600,000
4,000,000 -	35%	200,000	70,000
合計		4,200,000	1,035,000

特徴としては、今まで5段階の税率であったものが、8段階の税率となり、累進カーブが少し緩やかになっています。また最高税率も 37%から 35%に引き下げられ、上記例 4.2 百万バーツの場合、旧税率では 1,109,000 バーツであったものが、1,035,000 バーツと減税になっています。しかし8段階になると慣れもあるでしょうが、覚えるのが大変ですね。税率表の読み方を念のため、上記例で説明すると、総所得 4.2 百万バーツを上記テーブルに従って上から順に当てはめ分類していきます。すなわち、4.2 百万バーツの内、最初の 150,000 バーツを0%の欄に、次の 150,000 バーツを5%の欄に順次当てはめていきます。最後、残り 20 万バーツは35%の欄に当てはめます。当てはめた欄の税率を乗じて税額を計算します。それぞれの欄の税額を合計して、1,035,000 バーツという 4.2 百万バーツの税額が出ます。意味するところは 4.2 百万バーツの所得を得て 1,035,000 バーツの税金を控除され、3,165,000 バーツが手取りとして残ることです。

今度は、例として 3,165,000 バーツを手取りとしたタックスオンタックスの税率表を以下にご紹介します。ご存知だと思いますが、駐在員等給与手取保証の方の場合、手取りから税額を逆算する必要があります。当該逆算するための税率表です。

課税所得の範囲	税率	例 (3,165,000 バーツ)	
		所得割当金額	税額
0 - 150,000	0%	150,000	0
150,000 - 292,500	5%/95%	142,500	7,500
292,500 - 472,500	10%/90%	180,000	20,000
472,500 - 685,000	15%/85%	212,500	37,500
685,000 - 885,000	20%/80%	200,000	50,000
885,000 - 1,635,000	25%/75%	750,000	250,000
1,635,000 - 3,035,000	30%/70%	1,400,000	600,000
3,035,000 -	35%/65%	130,000	70,000
合計		3,165,000	1,035,000

この読み方も先と同じです。手取所得 3,165,000 バーツを上記テーブルに従って上から順に当てはめ分類していきます。すなわち、3,165,000 バーツの内、最初の 150,000 バーツを 0% の欄に、次の 142,500 バーツを 5%/95% の欄に順次当てはめていきます。最後、残り 13 万バーツは 35%/65% の欄に当てはめます。当てはめた欄の税率を乗じて税額を計算します。それぞれの欄の税額を合計して、3,165,000 バーツという手取り、1,035,000 バーツの税額が出ます。税率が分数になっているのは手取りから逆算しているためです。

今回は日本式の税率テーブル(いわゆる早見表)を紹介したいと思います。

Bookkeeperのつぶやき。。

ちょうどこの原稿を書いている時にバレンタインデーがありました。若いスタッフは彼氏に会うためか今日だけは定時早々に退社していきます。残っているスタッフの雰囲気がちょっと可哀そうなので夜食にピザを御馳走してあげました。昔から言われていることですが、キリスト教徒でない日本人やタイ人がこの日に特にカップルで盛り上がるのは非常に奇妙です。昔はチョコをもらえない腹立たしさ半分から滑稽とかなんとか論じていたような気がします。その気持ちも全く失せた今となっては、若い人たちが商業主義に乗せられて、無駄に気持ちを高揚させているのが明らかなので、ロマンチックどころか、それに振り回されているのを心から気の毒に感じてしまいます。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第43回 会計税務問答集 - 個人所得税減税 -

前回に引き続き個人所得税税率改正のお話です。実は今回、法人税率や個人所得税率に変更となる前、両者の関係は均衡が保たれておりました。均衡という意味は、給与(最高税率の場合)でもらっても会社から配当でもらっても、最終的に税務署に納税される税額が同じだったということです。今回、この均衡が法人税減税や個人所得税減税によって崩れてしまいました。法人税の減税により、2013年以降は20%となります。結果、法人の手元に残るのは80%、配当時に源泉分離課税を選択したとして、源泉税が10%引かれますので、配当として個人株主の手元に残るのは72%(80% x (80%-10%))となります。一方で個人所得最高税率35%に達した人が給与で追加賞与を同額受領した場合、個人の手元に残るのは65%となります。2013年以降の制度のもとでは7%の差があり、その分だけ法人から配当で受領した方がよいとなります。もっとも個人所得が最高税率に達していなかったり、中小法人の軽減税率の適用があったりしますので、試算は必要です。法人税を減額するためにオーナー社長に賞与を払うことにしましたという話をよく聞きますが、簡単に判断せず、上記に十分な配慮が必要です。見た目、法人税は減額となりますが、最終的な納税額合計は増加する可能性があります。

さて、本題ですが、今回は以前に紹介した日本の税法チックな税額表を紹介します。まず、総所得から税額を計算する方法です。

所得控除後の総所得金額 (a)			税率 (b)	控除額 (c)	算式
1	-	150,000	0%	0	=(a) x 0%
150,000	-	300,000	5%	7,500	=(a) x 5% - 7500
300,000	-	500,000	10%	22,500	=(a) x 10% -22500
500,000	-	750,000	15%	47,500	=(a) x 15% -47500
750,000	-	1,000,000	20%	85,000	=(a) x 20% -85000
1,000,000	-	2,000,000	25%	135,000	=(a) x 25% -135000
2,000,000	-	4,000,000	30%	235,000	=(a) x 30% -235000
4,000,000	-		35%	435,000	=(a) x 35% -435000

この表の見方ですが、先月紹介した税率表のように、所得をいくつかの階層に分解するということが不要です。所得控除後の所得金額が確定したらそれを(a)のどの行に該当するかを判定します。例えば3,000,000Bahtとしたならば、下から2行目の範囲に含まれることになります。あとは一番右わきの算式にあてはめるだけです。

$$3,000,000 \times 30\% - 235,000 = 665,000 \text{ Baht}$$

非常にシンプルです。なぜこのような形で歳入局が最初から提供しないのか非常に不思議ではありますが。なお、行と行の間、例えばちょうど2百万バーツの場合、どちらの算式を使用しても同じ結果となります。

次に同じような形式でタックスオンタックスの税率表です。こちらは分数が出てこざるを得ません。

所得控除後の手取所得金額 (a)			税率 (b)	控除額 (c)	算式
1	-	150,000	0%	0	= (a) x 0%
150,000	-	292,500	5%/95%	7,500	= {(a) x 5% - 7500} / 95%
292,500	-	472,500	10%/90%	22,500	= {(a) x 10% - 22500} / 90%
472,500	-	685,000	15%/85%	47,500	= {(a) x 15% - 47500} / 85%
685,000	-	885,000	20%/80%	85,000	= {(a) x 20% - 85000} / 80%
885,000	-	1,635,000	25%/75%	135,000	= {(a) x 25% - 135000} / 75%
1,635,000	-	3,035,000	30%/70%	235,000	= {(a) x 30% - 235000} / 70%
3,035,000	-		35%/65%	435,000	= {(a) x 35% - 435000} / 65%

表の見方は、先ほどと同じです。ただし当てはめる所得は所得控除後の「手取金額」ということです。

当該手取金額が、(a)のどの行に該当するかを判定します。例えば手取りが 3,000,000Baht としたならば、下から 2 行目の範囲に含まれることになります。あとは一番右わきの算式にあてはめるだけです。実は中括弧{}の中は前ページで紹介したグロスからの計算式と同じです。

$$\{3,000,000 \times 30\% - 235,000\} / 70\% = 950,000\text{Baht}$$

算定は実に簡単です。先日、エクセルで手取金額が(a)のどこに該当するか判定させ、手取金額から税額を計算するシートを作成してみました。迷わなければ 1 時間程度(早い人だと数十分)で作成できるはずです。日本人が多数いて自社で計算する場合には、ぜひ一度作成してみてください。(さすがにそこまでは紹介できません。ご容赦！)

Bookkeeperのつぶやき。。

今この原稿を書いている時点で繁忙期が終わりつつあります。日本語対応可能なスタッフの退職もあり、今年は個人所得税関連の日本人顧客とのコミュニケーションを一人でこなし、心身ともに疲れました。あと何年、細かい作業を続けられるかと、心の中で葛藤しながらの繁忙期となりました。日本人雇用が必要と頭ではわかっているのですが、まだ、どうも気持ちがのりません。少し、疲れが癒えるのを待つて活動開始です。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com

**Kompass Accounting Co., Ltd.**

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第44回 会計税務問答集 -退職給付引当金-

某老舗日系会計事務所から、退職給付引当金に関する会計基準に対して批判的な見解を述べるセミナーを開催するとの案内を頂きました。面白そうな内容でしたので、是非、参加して話を聞きたかったのですが、繁忙期で身動きが取れなかったことと、内容に賛同できたとしても、実際に会計職連盟に請願する等の行動に移すまではするつもりがなかったため、自分は参加しませんでした。(参加したら、同じ業界人としてそれを求められたのではないかとのかくまでも妄想的予想です。(_;))

ただ、現行の会計実務、特に中小企業等のための会計基準を適用している多くの会社の引当金は単に利益を留保している性格が強いように感じられ、何ら計上数値に合理的な基礎がないように見受けられます。また、TFRS ベースで計上している会社も、労働者保護法に基づく解雇手当について保険数理計算に基づく退職給付債務を給付算定式基準もしくは期間定額基準で計上している会社が多いと思いますが、本当にそれでよいのかは疑問に思うところです。

中小企業等のための会計基準では、退職給付引当金を含む従業員給付に関する規定は、一般の引当金規定の中の1パラグラフだけになっています。河本氏翻訳によれば

312 当基準は、企業の従業員給付を認識する際には、第304項の要件に基づき、報告期間の末日における現在の義務を決済するために要する最善の見積によって認識することを要求する。(以下略、この後に、TFRS ベースの従業員給付の規定を適用することができる旨が記載されています。)

304 項の要件について、まず、労働者保護法に基づく、解雇手当について(法的もしくは推定)債務性を認めるかどうかについて、基準上、直接的な言及はありませんが、タイにあるすべての会社に当該法律は適用されますので、「債務性はある」と考えるべきだと思います。

この他、304 項の要件は「義務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高い」ことを要件に掲げており、これは普通に考えても最低でも50%を超える確率で起こる場合と考えるべきです。20%とか30%の確率で「可能性が高い」とはいわないと思います。実際、解説本などを読んでもそのように書かれています。では普通の若いワーカーたちの多い企業で解雇される確率や定年まで勤務する確率の合計が50%を超えることがあるのか、可能性が高い場合には「計上しなくてはならない」ですし、低い場合には「計上してはならない」ことになります。この辺の検証がないまま、可能性が低くても計上している例が多いように思います。これは中小企業等のための会計基準だけでなくTFRSを適用している会社にも言えることです。日本と異なり、退職金が発生するのは極めて稀で限定された局面であることに留意が必要です。もしこの程度の確率で引当金を計上しなければならなかったら、保証債務や損害賠償債務等も計上しなければならなくなる可能性があります。

仮に「計上しなくてはならない」として、「最善の見積」とは何なのか、解雇手当について確立された実務がなく、同じ法律規定であるはずなのに計算方法にもばらつきが発生してしまっています。仮に従業人数、年齢構成そのほか、ほとんど同じ条件でも、経営者もしくは監査人の判断で大きく引当数値に相違が発生してしまいます。自分がベストエスティメートと信じる方法に基づいて計上するわけですので、差が出るのは当然です。引当金金額によって当期利益や純資産の金額は大きく変化します。企業間の比較もこれ

ではうまくいきません。弊社の顧客について、自分が観察する限り、以下のような事例が見受けられます。

1. 期末日現在で全従業員を解雇したら、解雇手当はいくらになるかを算定し、その合計額を引当金として計上する。→ 解散する会社であればともかく、全員に解雇手当を支払うという前提をおけば明らかに過大引当になります。
2. 退職確率等を一切考慮せず、全従業員が 55 歳まで勤務したら定年時の解雇手当はいくらになるかを算定し、これを期間定額で割り込む方法 → 当然、現在のタイの労働市場を見る限り、従業員全員が定年まで勤務する仮定を置くのは無理です。現在価値への割引もしていませんので、これも明らかに過大引当になります。
3. 従業員数が少ないにもかかわらず保険数理計算をして退職給付債務を計算する。→ 保険数理計算は一種の統計学、確率論的計算ですので母数が少ないのに適用してしまうと非常に不合理な結果となります。極端な(仮の)例として従業員が一人しかいないような場合にこれを適用すると、この従業員の定年まで勤務する確率は〇〇%なので要支払額に当該確率を乗じて退職債務を計算するということが起きかねません。実際は、途中で退職するかもしれないかの二者択一ですので、退職すると思えば引当金は 0 であり、退職しないと考えると、100%で考えなければなりません。

結論的に申し上げれば、解雇手当の発生可能性について疑義がある、合理的な見積金額の計算方法について幅がありすぎることを理由として、現行基準では退職給付債務を計上することに無理があると個人的に考えています。冒頭に戻りますが、だからといって、今後、基準を金科玉条のようにとらえるタイの会計士と議論する気はありませんし、ましてや会計職連盟に意見を申し述べるつもりはありません。現状、顧客から計上について問い合わせがあっても、実務の趨勢的に「計上はやむなし」と回答していますが、この場を借りて自分の意見を明らかにしておければと考えた次第です。

Bookkeeperのつぶやき。。。



今年もソクランが終了しました。ゴルフの練習にいたり、読書をしたり、繁忙期で縮んでいた気持ちも随分とリフレッシュできたと思います。ただ、例年家族でゴルフ旅行をしていたのでちょっとさびしくは感じました。独りなのは仕方がないとして、来年は一人海外ゴルフ旅行でもしてみるか等と思ったりします。行きたいところとしてはバリ島のリゾートホテル所有の海岸断崖絶壁に沿ったゴルフコース。写真で見てタイにはないコースで景観が気に入りました。でも、混んでいるんだろうな。。。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第45回 会計税務問答集 -役務提供契約-

理由、原因はわかりませんが、2012年12月決算期の会社から、株主リスト(BOJ5)の商務省事業開発局への提出期限を法律通りに適用し始めたようです。この影響で提出遅延に伴う罰金(取締役1名につき2千バーツ)を徴収されたところが弊社顧客でも何社かあったとのこと。「法律通りに適用し始めた」というのは、本来、変な表現ですが、従前は財務諸表の提出と同時、すなわち、株主総会開催の1か月後の提出が実務上は認められていました。法律上は株主総会后14日以内と定められおり、厳格に期限遅れについて罰金を科すようになったようです。法律通りに執行しているので文句のつけようはありませんが、今まで緩くやってきて突然の厳格化への取り扱い変更はタイらしいとしか言いようがありませんね。。。 (この原稿を書いたあと、商務省事業開発局のWebサイトで、結局、従来通り財務諸表との同時提出を認める旨の告知があったようです。罰金を払った会社はどうなるのでしょうか??)

さて、いきなり脇道にそれましたが、本題。弊社の場合、立ち上げ初期の顧客が多いせいもありますが、日本の親会社からの支援契約及びそれに伴う送金(場合によっては相殺)の相談が非常に多いです。大げさでなく、相談の半分はこれに関係あるのではないかと感じています。そこで、以前にも書いた内容ですが、ここで再度整理したいと思います。

1) 源泉税

まず、タイの法令上ですが、このような支援契約に基づく対価を海外法人に送金する場合、15%の源泉税の徴収が必要です。例えば百万バーツで契約を結び、日本の親会社から百万バーツの請求書を受領しても、85万バーツのみ親会社へ送金し15万バーツはタイの税務署に納税する必要があります。当該15万バーツの納税の領収書及び申告書(PND54)の写しを日本に送付すれば日本で一定の計算限度のもとで日本の法人税から控除することが可能です。(外国税額控除) ただ、海外取引の場合、タイの国内法だけ検討したのでは不足です。日本とタイの課税関係を整理し、二重課税を防止するための日タイ租税条約をあわせて検討する必要があります。重要なことは当該租税条約はタイの法令に優先するということです。従って上記、15%を徴収するべきとタイの法律で書いてあっても、租税条約で日本でのみ課税すると書いてあると、当該源泉税15%は徴収するべきではない、先の例でいうと100万バーツ満額を日本に送金するべきとなります。

租税条約を検討するにあたっては、当該対価(所得)がどのような性格を有するのか、租税条約の定義に従って分類する必要があります。支援契約の場合、具体的には租税条約に定める使用料(ロイヤリティ)に該当するかどうかを検討します。もし該当しないのであれば、通常は事業所得という区分に該当することになります。条約のロイヤリティ定義を全部引用すると長くなるので、関連部分のみ引用すると、「(前略)…特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式もしくは秘密工程の使用もしくは使用の権利の対価として、または産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。」となっています。使用料、使用権の対価というのは契約文言上明らかになるケースが多いですが、後段の「または」以降は非常にあいまいです。結果として技術(Technical や Engineer)という言葉が契約文言上入っている場合、また、事実上、技術者が派遣されているような場合はタイの当局はこれに該当すると判断する可能性が非常に高くなっています。本来、単なる設備設置の監督だけの内容だったりする場合は、ロイヤリティでないと判断すべきなのですが、彼女たちも専門家でないため、表面上の契約語句で判断する傾向があります。ロイヤリティと判断される場合、租税条約上タイでも課税権が認められ15%の源泉税徴収が必要です。

一方で事業所得と判断される場合、租税条約上は恒久的施設 (PE) のない限り、タイでは課税権がありません。この場合、源泉徴収は不要となります。逆に PE がある場合は、先のロイヤリティと同様、タイ側に課税権があり、日本の親会社は、当該支援契約から得た法人所得をタイで申告するべきとなります。一方でタイ子会社はタイ国内取引に該当し 5% の源泉税徴収でよいことになります。(税率は Permanent Branch Office のない場合の税率です。実際に発生するケースは稀であり詳細は略) 恒久的施設 (PE) の典型的なものは支店ですが、このほか、単一もしくは複数の関連契約に基づき、役務提供がタイ国内においていずれか 12 か月の間に合計 6 か月を超える期間行われる場合は PE に該当するとなっているので留意が必要です。最後に源泉徴収をして送金した場合、送金日を含む月の翌月 7 日までに PND54 という書式を用いて納税します。

2) VAT

支援契約に基づき日本法人 (非登録事業者) がタイで提供するサービスになりますので、VAT 上はサービスの輸入に該当します。物品の場合には輸入通関時に関税とともに VAT を輸入者 (購入者) が納税しますが、サービスの輸入には通関という手続はありませんので、購入者であるタイ法人が税務署に当該輸入 VAT (対価の 7%) を申告納税する必要があります。申告期限は支払日を含む月の翌月 7 日であり PP36 という書式を用います。先の例と合わせて説明すると、ロイヤリティ請求書百万バーツが送付されてきた場合には、源泉税 15% の 85 万バーツを日本に送金する一方で、その翌月 7 日までに PND54 で 15 万バーツ、PP36 で 7 万バーツの合計 22 万バーツを税務署に納税する必要があります。なお、輸入 VAT ですので、一度納付した後、タイの通常の VAT 申告で仕入税額控除に使用することができます。すなわち原則として実損はないということです。ただし、この手続を踏んでおかないと、後日、指摘を受けた時に遅延延滞税は実損としてかかりますので注意が必要です。

最後に源泉税について、事実としてロイヤリティでなく、一方でロイヤリティと当局から認定されるのを避けたいのであれば、タイ人弁護士に契約書作成を依頼されるのがよいと思います。日系企業は、割合、どこかの事例やひな形を組み合わせて、しかも凝った文章で英文契約書を作成する傾向が強いです。どつぼにはまる可能性もありますので、十分注意してください。

Bookkeeperのつぶやき。。。

現在、諸般の事情により事務所引越を検討中。(ちなみに事業拡大とか、決して積極的な理由ではありません。) といった従業員の通勤の関係上、シーロム、しかもサトーン近辺からは離れることができません。一度、ユナイテッドセンターを最有力に検討しましたが、MRT 通勤組から遠すぎると強力な反対意見が出され、候補から脱落しました。自分の感覚では大した距離でないと思うのですが、K さんは日本人だから、私たちタイ人の感覚と違うと。。。もう少し君たち運動しないとやばいんじゃないかと思ってしまいました。しかし、この界限、あるようで物件がない。。。。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成 (総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料 (関係会社向け連結パッケージ) の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com

**Kompass Accounting Co.,Ltd.**

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第46回 会計税務問答集 -経理担当者のレベル-

最近、新規顧客が多い一方で、ある程度の業務ボリュームを得て自計化、卒業していく顧客も結構多いです。このような顧客は、状況に応じて必要な経理担当者を自前で採用していくことになるのですが、面接担当の日本人も経理の専門でないことが多く、能力の見極めが困難なケースも少なくないようです。最近多い相談が、「〇万バーツで経理担当もしくは経理マネージャーを採用したのに、基本的なことができない。タイの経理のレベルというのはこんなものなのではないか」という相談です。人材難も手伝って給与は上昇、高額なのですが、能力的に期待外れということのようです。当たり前の話、給与が高いからと言って能力があるとは限らないということはいえると思います。(もっとも低ければ、それなりの可能性も高いので、どうしても希望給与が高い候補者に向かうことになります。)特にバンコクでいうと最近では給与水準が月額3万から6万バーツくらいの人材でこのような能力と希望給与水準の期待ギャップが多数発生しているような印象です。

原因はどのようなところにあるのか考えてみると、

1. 本人の資質の問題。

例えばハウレンソウができず、一人で勝手に判断してミスをする、上司の意図通りの仕事ができない、また、電卓の計算ミス等、不注意によるミスが多いというのはこの問題に属すると思います。

2. 担当させている業務と本人の職務経験がアンマッチ。

前職で特定業務(例えば買掛金や売掛金)を長年担当してきた場合で、それと異なる業務を担当させる場合は、給与に見合った期待業務をできない可能性は十分にあります。特に前職が大企業で就業経験が長い人に多いです。例えば前職でサプライヤーからの仕入インボイスを会計システムに入力して、仕入 VAT の一覧を作成する業務を担当していた場合、支払伝票、源泉徴収票の作成をさせても、できないケースが多いです。もちろんこのような人に月次決算や VAT の申告書作成を任せても無理です。履歴書上 VAT 業務経験となっても、よくよく聞いてみると、実際、申告書作成のためのベースの一部分しか担当しておらず、VAT 申告書自身はピー(上司)が担当していました。というのはよくあります。

最近の日本はわかりませんが、日本の経理部内では、割合、経験年数に応じて職務変更が行われるケースが多いです。また、それをスタッフが受容する文化もあります。日本では、入社当初、現金出納、預金、次に固定資産、続いて売掛金、買掛金、在庫、原価計算さらに税金というようにステップアップするように時折、職務変更が行われるのが通常です。(今はわからないので「通常でした」という表現が適切かもしれません。)タイの企業ではこのような経理業務内の職務変更がほとんど行われていないように思います。また、タイ人スタッフ自身も職務変更を受容しない場合も多いように思います。余談ですが、タイの会社で驚くのは、経理マネージャーという肩書でありながら、小口現金を管理しているケースも多くあることです。キャッシャーが経理内で一番高いステータスと信じているのではないかと疑いたくなります。このように社内において職位と職務がミスマッチになっているケースが多いです。一度割り当てられた職務を他人に渡すことを嫌がり、本来、期待される職務がおろそかになっているというのはよく聞く話で、これらのことは転職市場にも影響を与えていると思います。

3. 能力を顧みず、希望給与を水増ししている。

生活の必要のため、能力不足を認識しつつも希望給与を水増ししているような人も多いように思われます。あわよくばということなのでしょうが、入社後、問題を発生させる可能性が高いです。

このような人たちを採用してしまい、ミスの原因を問うと、会計ソフトウェアがないからとかいろいろと言い訳をして来ると思います。そのまま鵜呑みにして経理ソフトを買い与えてしまうケースもありますが、上記原因を冷静に分析して本当に必要かをきちんと判断する必要があります。買い与えたはいいが、バージョンアップする機能が必要とかいろいろまた言い訳して、結局、使用しないままとなっていることも多いです。また、試用期間中であれば、解雇するかどうか、今後、改善する余地があるのかどうかを早めに判断する必要があります。経理的な知識がない中での採用活動ですので半ば事故のようなものです。割り切って客観的に判断する必要があります。以前の原稿で述べたことと一部重複しますが、採用面接時は、

1. どのような業務を担当させるか、予め面接前にはっきりさせておいた上で、以前の職歴でどのような業務を担当していたかを詳細に聞き、担当予定職務と重複しているかを検討する。経理内で教育をする上司等がいれば重複していなくても問題ないが、そのような人がいない場合は、重複している業務の経験は必須。
2. 簡単な会計税務の質問をしてみる。源泉徴収票の税率や税金の申告納税期限でもよいし、財務諸表の種類でもよい。自信を持って回答できるかがポイント。
3. 自分の長所、短所を述べさせる。経理に向いている人材は、第一に忍耐強いこと、冷静といったことです。その辺が自己分析で上がってくるかどうか。なお、不注意かどうかは、電卓を使用させたくて、簡単な四則計算をさせてみるのもよい。

といったことに注意して、企業側も水際でできる限りミスマッチを防止する努力が必要です。

〃〃 Bookkeeperのつぶやき。〃〃



毎年のことで慣れっこになっていますが、この時期、退職者が多いです。まとめると給料の上り幅が少なかった(5月が昇給時期)、賞与が低い(4月末支給)、通勤が遠い、仕事がついというのが主な理由ですが、自分から見るとどうしても学生気分が抜けない、感情が優先されるといった感じの人が多いです。一見すると単調だが神経を使う仕事で、職人意識、プロ意識が希薄だとこの職業は続かないです。他の業種を見ているとタイでも民族的には不可能でないと思うのですが、この業界でプロ根性を育てるとするのは難しい。。。自分の事務所を、能力はもちろん、意識の上でもプロ集団で固めるのが夢ではあります。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第47回 会計税務問答集 -車は割賦購入かリースか-

先日、旅行で北海道に行き、ゴルフをして来ました。札幌事務所勤務時代の同僚及び同僚の親戚とラウンドしましたが、その親戚がケーキ屋さんをやっており、レクサス LS でゴルフ場に来ていました。(ウヤマシー) 言うまでもなく、最高級車の一つです。なぜ無理をしてでも高級車なのか… 日本の場合、中古車価格の下落が激しく財産的価値は、あまりありません。ただ、一方で償却費はフルに税務上経費算入が認められており、しかも償却計算は定率法を選択できます。購入した初年度は、恐らく法人税(や個人所得税)は納税をかなり抑えられるはずです。日本の経理本で何故社長はベンツに乗るべきか云々といったことが、紹介されていますが、一言でいえば税金を相当節約できるからです。(一言で言ってしまうと本になりませんが、、) この人の場合、会話から受ける金銭感覚の印象と相当ずれがありましたので、明らかに節税対策のために乗っているのだなということがわかりました。

最近、タイに進出してきた会社からは、時々、社用(駐在員用)の乗用車は、(割賦)購入が良いのでしょうか、リース(もしくはレンタル)が良いのでしょうか、場合によっては、車は何が良いのでしょうかという相談まで受けます。(笑) 真面目に答えるとタイの場合には、一長一短があり、仮に焦点を会計税務に絞ったとしても一概に言えないということになってしまいます。一番、無視できないのは車の財産的価値です。日本のように車種及び年式で、半ば自動的に価値が急激に目減りするということはありません。人気車種は何年経っても、何万キロ乗ろうと中古価格を維持しているということが起こります。前職の時代、15 万キロ近く乗ったシビックが 20 万バツで売却されるのを見てびっくりした記憶があります。日本であればお金を払わないと引き取ってもらえないレベルであちこちにガタが来ていました。損をしないという観点からはこの財産的価値というのが、実は一番重要で 4 年、5 年後の価値がどうなっているかという目利きが、以下に述べる税務、会計上の考察をしてメリット、デメリットを考える上で重要なファクターとなります。ただ、この点は目利きの才能なく、アドバイスできそうにありません。基本は人気車種を選ぶことくらいでしょうか。ただ、嗜好品的な要素も大きいので、嫌いな車に乗ってもなーという気もします。。

会計、税務面の取り扱いを説明するにあたって、ハイヤーパーチェス(割賦)の場合、リースの場合について記載したいと思います。車を現金購入する場合もあると思いますが、処理的にほとんど同じになるハイヤーパーチェスを参考にしてみてください。

<会計面>

- 1) ハイヤーパーチェスの場合、貸借対照表上、車両(現金購入)金額を資産計上するとともに、長期未払金を負債に計上します。金利は発生ベースで按分します。計上された資産は、見積耐用年数期間にわたり定額法で減価償却することになります。(税法にあわせて 5 年が一般的かと思います。)
- 2) 一方でリースの場合、いろいろな契約バリエーションがありえますが、一つはリース期間終了時に購入選択権はあるものの、引取価格をその時の市価とし、かつリース期間を 3 年としているような場合があります。タイの会計基準では定性的な条件しか記載していませんので、このような場合はオペレーティングリースに該当する可能性が高く、支払リース料(定額)を費用計上することになります。リースにすることの一つの理由であるオフバランスの恩恵を受けることができることとなります。(ただし、もう少しで規則が変更になり、オペレーティングリースでもオンバランスになる可能性が高いです。) もしオフバランスが導入の絶対条件である場合は、このような契約のファイナンスリース以外選択肢はなくなります。もう一つはリース期間が 4 年から 5 年で、契約期間終了時の購入オプション行使時の金額が気持程度しかないものです。この場合にはハイヤーパーチェスと同様の処理となり、貸借対照表上、車両(現金購入)金額を資産計上するとともに、長期未払金を負債に計上します。

＜税務面＞

- 1) ハイヤーパーチェスの場合、会計と同じく、税務上も購入として処理します。減価償却対象は100万パーツまでで、それを超える部分は償却できません。いくら超高級車を購入しても償却できるのは100万パーツまでです。しかも定額法です。また、賦払額を超える費用計上額(減価償却費+金利)は損金算入できません。5年の耐用年数に対して長い割賦期間ですとこの規定に触れて満額を損金算入できないこととなります。例えば150万パーツの車を購入すると100万パーツの償却可能額となり、さらに5年の定額償却とすると年間で20万パーツの損金算入額となります。しかも、5年後、売却したとして、残存簿価の50万パーツについては売却原価を損金算入することができません。売却収入がそのまま課税所得となります。(この部分は情けないですが、川島さんの指摘で初めて知りました。ずっと損金算入できると考えていました。orz... 100万パーツを大きく超える超高級車を「購入する」選択は税務上のメリットがありません。)
 - 2) リースの場合、支払リース料を損金に算入します。損金算入の限度額があり、月額36,000B、年額で432,000パーツとなります。(ただし金利込です。)5年リースにすると2,160,000Bまで損金算入が可能となり、この面だけでいうとよほど金利が高くない限り、リースの方がハイヤーパーチェスよりも損金算入額は大きいとは言えます。残価(リース期間終了後の購入価額)次第という部分があり、もし契約終了時に格安購入オプションがあるのであれば、当該オプションを行使することを前提にリースの方がハイヤーパーチェスよりも所有権が移転し、かつ、損金算入額を多く享受できます。一方で契約終了時の市場価格による残価設定がある場合、比較する上で同じ土俵に乗りません。ただし、人気車種ほど残価設定をリース会社は大きく設定するでしょうから、リース料総額を抑えられるというメリットはあると思います。

結局、まず、車種を絞り込み、これらの会計税務の要素も含めて損益及びキャッシュフローを5年後まで含めて、予測、把握し、リースとハイヤーパーチェスの損得勘定を比較計算することになります。不確定要素は、前述の契約終了後の市価であり、これによって結果として損した、得したというのは出てくるものと思います。

。。Bookkeeperのつぶやき。。



ミラーレス一眼というカテゴリーのソニーのカメラを買いました。まだ、ついている機能の半分も使いこなせていませんが、メカニカルなギョロ目の外観がすごく気に入っています。♪ ただ、このメカニカルな外観が影響してか、ゴルフの時に持っていくのは壊れそうでちょっと躊躇します。本当はブログや SNS 用に朝焼けや夕焼けのゴルフ場を綺麗に撮りたくて買ったのですが、持っていくのはゴルフ旅行の時とかに限定されそうです。今は犬たちを被写体にいろいろお試し、練習中。それにしても写真は奥が深いなと思います。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第48回 会計税務問答集 -給与計算の実務-

事務所設立当初は片手間の付随業務という形で顧客に給与計算を提供していましたが、いまや給与計算業務は弊社の主要業務の一つになっています。事務所設立を構想した時、事務所の収益構造がこんな風になるとは全く想像していませんでした。当時作成した損益予測を、今、見ると見当違いも多く、ほんとに運だけでここまで来たような気さえします。ベンチャー企業の社長のインタビュー記事などで、時々同じようなことを言っていますが、当初のサービス構想に固執せず、顧客需要のあるところにリソースを流し込む感じでやったのが、結果として良かったのかと思っています。だからと言って何でもかんでも引き受ければパンクしてしまいますので、アウトソースという枠組みを維持しつつ、経営資源(弊社の場合は人材)と相談しながら進めることをしてきました。現在も新たな顧客需要に四苦八苦しながら対応し、次の主要業務になりそうなものを探しています。

さて、その給与計算業務。経理や通常の税務も提出期限はありますが、遅れた場合は、最悪でも罰金の問題で済みます。一方で給与計算はもっとシビアで、期限に間に合わない給料日に給与を払えないという非常にシリアスな問題に発展してしまいます。計算ミスも即、従業員から会社に対するクレームに発展します。この面で非常に神経を使います。また、非常に細かいです。そのせいか、日本人でこの計算ロジックを知りたいという人はあまりいませんが、時々、自分で検算して見て、計算方法が理解できないといった照会を受けます。以下、簡単に給与計算のロジックを説明したいと思います。

1. 給与や残業の計算期間

自社の給与の計算期間をご存知でしょうか。通常は順繰りですのであまり意識することはありませんが、社員の入退社時にこの情報がないと計算ができません。当月分を当月に支払うというのが原則だと思いますが、例えば1日から月末まで期間に対応する給与を25日に支払うとしたとしましょう。この場合、25日に給与を受領して、そのまま辞めてしまうと、勤務していない5日から6日分の先払給与を従業員から取り戻すのは困難だと思われます。また、計算期間内の残業時間に基づいて残業手当を計算する作業時間を確保しなければなりません。給料日が月末としても1日から月末までの分の残業手当を計算し、給与支給額を確定し、さらに給与スリップを準備し同日給与を支給することは、時間的に無理と思われます。従って、先払いが発生しないように、また、給与計算の作業時間を確保できるように、15日締め、25日払や20日締めの月末払等、実務上は計算の締め日と給与支給日の間に10日程度間隔を開けるのがよいと思われます。ただ、過去、このように設定することによって、問題が生じたケースは少数ですがいくつかあります。例をあげると、

- 1) 15日締の場合で、例えば15日から勤務開始をしたとすると最初の給料日では1日分しか給与を受領できないこととなります。給料不払いではなく、支給時期がずれるだけなのですが、説明してもワーカーや運転手といった人たちの中には納得せず、不満をもつケースが多々あります。
- 2) 最近なくなりましたが、社会保険計算に用いる給与を現金支給ベースでなく、給与計算期間に応じた月次での発生ベースにするよう、社会保険事務所のオフィサーが指示する事例が、時々ありました。結果として、納付社会保険料の算定のためかなり面倒な計算を強いられることとなります。指示事例がなくなった理由は不明ですが、オフィサー次第という部分があります。

最後に計算期間途中での入退社の場合の計算方法です。(月給の人の場合)会社営業日ベースの日数を分母として給与単価を求め、これに勤務日数を乗じて、給与を検算し、弊社に確認を求めてもらえる方が、時折、います。タイの場合、分母の日数は 30 日で固定です。勤務日数には入社日以降、もしくは退職日前までの土日、祝日を含みます。

2. 残業手当の計算

残業手当の最低金額の計算方法が法令で決まっており、多くの会社はこれに従って計算しています。(これを上回って支給している会社は少ないという意味です。) まず、残業単価は、月給制の場合、月の給与(基本給与+残業手当対象とする手当)を(1 か月の所定日数(30 日))x(1 日の定時内勤務時間(8 時間が多い))で除したものとなります。これに残業時間に乗じますが、以下の割増率をさらにかける必要があります。

- ① 労働日の定時外勤務 50%増 (金額に 150%を乗じた金額を残業手当として支給)
- ② 休日の定時内勤務 100%増(月給制の場合、金額に 100%(*)を乗じた金額を残業手当として支給)
- ③ 休日の定時外勤務 200%増(金額に 300%を乗じた金額を残業手当として支給)

* 月給制の場合、単価計算からわかるように、通常月給の中に休日勤務分が含まれていますので、割増部分だけを計算して支給します。定時外については割増率+割増対象本体部分 100%で計算します。

次回、控除側の月次の源泉所得税計算や社会保険料計算について解説したいと思います。

Bookkeeperのつぶやき。。



夏休みで家族が来ているものの、年末年始と異なり、仕事を長期間休んでべったりと付き合うことができません。お盆休みというのに仕事はタイミング悪く過熱気味。いつものように淡々と進まず、どうも落ち着かない、中途半端な気分です。それにしても、つい、この間、やっとの思いで入学したと思ったら、子供は来年高校 3 年生。どうするのか進路もまだ定まっていなようなのですが、普通に考えれば、受験勉強で来タイは無理だと思います。今度の年末年始は、少し家族でゆっくり過ごせたらいいなと思います。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第49回 会計税務問答集 -給与計算の実務(続)-

届いた前月号を見て冷や汗。小林弁護士とテーマがかぶっていました！(°Д°;)ゝ 今回も前月の続きで給与計算の実務について解説せざるを得ないのですが、今回は税金、社会保険の話なので、なんとかかぶらずにいけるかと。。。併せて読んでください。(◎`・ω・´)ノ

気を取り直して、今回は前回からの続き、給与計算の控除側の話です。控除側項目には、プロビデントファンドもありますが、今回は給与源泉税及び社会保険について記載したいと思います。

1. 給与源泉税

もし給与が毎月固定の基本給与と手当だけであれば、非常に計算は簡単です。まず、過月の支払済所得(臨時給与含む)に12月までの毎月の固定給与を加算して年間の所得見積を算定し、これをベースに年間の所得税を算定します。次に当該税額見積から前月までに支払った所得税を控除した金額を残りの支払回数(通常は月数)で除して、月次の源泉税を計算します。事例を設定しましょう。

(例) 独身の従業員に以下の給与を月々支払、社会保険が課されていたとします。

月の固定給与	80,000B
社会保険	600B

※また、8月時点までで予定通り64万パーツが支給され、税金は累計で71,706.66B控除されていたとします。

9月も8万パーツ支給予定で、このまま、予定通り年末までに支給された場合、年間の所得は640,000B + 80,000B x 4か月 = 960,000Bとなります。年度96万パーツの所得控除後の課税所得は、基礎控除 + 経費控除9万パーツを控除し、社会保険7,200Bを控除して862,800Bと計算されます。これに税率(現行税率を前提にします。)を適用すると年間の所得税は107,560Bと試算されます。税率は段階税率で20%に到達します。ここから既に支払った71,706.66Bを控除し、さらに残りの回数4回で除した結果、8,963.34Bが今月の源泉税と計算されます。年間所得税107,560Bを12で割れば簡単じゃないかと思われませんか？この事例ではその通りですが、月次固定給与と言えども、期の途中で変動(増加)することがあります。変動した場合、単純に12で割ると納税過不足が発生します。従って、まどろこしくても必ず過月の所得と税金はすべて固定して計算してください。

固定給与の場合は簡単ですが、上記例に加えて9月に臨時ボーナスが支給された場合はどうか、を考えてみたいと思います。ちなみに残業手当等の変動給与が発生した場合も同じように計算します。具体的な計算方法としては上記で用いた年間の所得見積、年間所得税(見積)額に対して後順位に税率を割り当てるというものです。例えば、先の事例を前提に1か月分8万パーツのボーナスが支給されたとすると、述べた通り、税率は20%に達していますので、ボーナスに対しては8万パーツ x 20% = 1.6万パーツの源泉税が課されます。結果として給与8,963.34Bにボーナスに対する追加源泉税16,000Bを加算し24,963.34Bとなります。このようにボーナスに対する税額は、しくみとして給与税率よりも高くなる傾向があります。ちなみにボーナスが3か月の24万パーツだった場合、所得控除後(見積)課税所得は百万パーツを超えてしまいます。この場合、適用税率は一部の金額に20%、一部の金額に30%となります。具体的には、

137,200B (1,000,000B-862,800B)に対して 20%、102,800B(240,000B-137,200B)に対して 30%の適用となります。この計算は、特にタックスオンタックスで税率が臨時給でスイッチする場合、異常に面倒です。いまだ弊社でも包括的なエクセルで関数を組んでおらず、その都度、算式をメンテして使用しています。できれば将来は算式を組んで効率化したい部分です。

上記の計算ロジックを用いると月々で税額調整が行われていき、最終 12 月で確定所得に対する差額税額が計算され過不足が生じない結果となります。月次の給与計算に所得控除情報を適切に織り込んでいく限り、従業員の確定申告時の追加納税は 0、還付請求も 0 という結果となります。なお、従業員の所得控除情報を収集するため、税務署の方では LOR.YOR.様式というものを用意しています。(税務署への提出義務はありません。あくまでも給与支払者の便宜を図るためのものです。)

2. 社会保険の計算

給与から控除する社会保険、すなわち個人負担の社会保険料の計算は簡単です。以下の算式で計算します。

月次の固定給（基本給 + 固定の手当）(A) x 4% (B)

(A) については、基本給の部分だけでよいとしている会社もあるようですが、社会保険事務所の解釈では月次の固定手当も含むとしているようです。確かに名目で決めてしまうと低く抑えることが可能となってしまいます。また上限は 15,000B です。現行の料率を前提にすると 600B が上限となります。あまり聞いたことがないかもしれませんが、下限も決まっており 1,650B です。現行の料率を前提にすると 66B です。1 日最低賃金 300B で働いても理屈上は 66B 差し引かれることになります。(B) について、2013 年は 4%で減免されていますが、来年は 5%に戻るようになります。

Bookkeeperのつぶやき。。

この月報が出るころには状況が変わっているかもしれませんが、恩赦法案で審議が遅れている所得税率の変更(減税)法案が、今年中に、果たして国会を通るのかどうか、、、気を揉んでいます。車購入の補助金や米の高値買取で、財政もかなり厳しそう。早期に通ってくれば、本文で解説した方法で残り月数の税額で調整していただけますが、例えば年末ぎりぎり通過し 2013 年に効力を有することとなった場合、最悪です。納税している全納税者が還付請求という事態になりかねません。弊社にも緊急での計算の差し替えや還付のサポートを求められる可能性があり、考えるだけで憂鬱です。(ಥ_ಥ)ウーン

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足が行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 19th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第50回 会計税務問答集 -タイ固有の勘定科目-

突然ですが、紆余曲折の末、結局、ユナイテッドセンターに事務所を引っ越すことになりました。表の理由は業容拡大ですが、裏話をすれば、ビルの管理会社シーロムアセットとビルの所有者たる王室財産管理局が裁判で争い、そのとぼっちりが弊社に、、、ということです。突然、裁判所による立ち退き命令がエレベーターホールに張り出されたのが発端でした。裁判所に呼び出されてわかったことですが、そもそも弊社が入居している 19 階を賃貸する権利がシーロムアセットになく、今まで王室財産管理局に家賃も支払われていない状況だったようです。結果として、弊社は不法占拠!?の状況に…(°Д°;)最終的に店子に罪はないということで、契約期間満了まで賃貸を引き続き認めるものの、土地家屋税は、新たに負担せよということになってしまいました。王室財産管理局では、契約期間満了をまって、ビル全体をリノベーションしたいとの意向を持っているようです。こちらも契約期間終了を待っていたのでは手遅れになるため、期間満了を待たず、良い物件があれば引っ越すということで、エージェントを使って物件を探させていました。6 か月たち、その間、様々な物件を見学し、最終的に一番最初に見た物件のユナイテッドに決めました。(他物件は帯に短し襷に長しで、ここに決めざるを得ませんでした。) 新住所は以下の通りです。同じ 19 階ですが、今回はパスポートやタイの運転免許証を持参でいらしてください。今後ともよろしくお願い申し上げます。<m(_)_m>

**323 United Center Building, 19th Floor, Unit 1901-1902B
Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500**

いきなり告知からスタートしてしまいましたが、今月の本題。以前から日本の経理の方より、タイ固有の勘定科目の意味について問い合わせが多くありました。会計自身は IFRS ベースですので、大所で使用する勘定科目に違いはありません。一方で税務は日本と結構異なりますので、主として税務関連でタイ固有の勘定科目というものが設定されることになります。代表的なものについて、以下、解説していきます。

1. Undue Output VAT もしくは Suspense Output VAT (期限未到来の仮受消費税)

製造業や物品販売業ではあまり見ない科目かもしれませんが、サービス業ではよく使用される科目です。期限未到来とはどういう意味か、VAT の課税点がまだ到来しておらず、タックスインボイスを発行していないという意味です。VAT の課税点は御存じのとおり、①代金受領時、②物品の出荷時、③タックスインボイス発行時のいずれか早い時点であり、課税点を待たずに会計処理をする場合にこの科目が使用されます。サービス業は一般に代金受領時が課税点になりますので、その前にインボイス発行等で売上計上する場合、

(借方) 売掛金	xxxx	(貸方) 売上	yyyy
		(貸方) Undue Output VAT	zzz

というような処理がなされます。入金時、課税点到来とともにタックスインボイスを発行し、

(借方) 現金	xxxx	(貸方) 売掛金	yyyy
(借方) Undue Output VAT	zzz	(貸方) Output VAT	zzz

という仕訳で本来の仮受消費税勘定に含め、最終的には未払消費税に振り替えて申告納税します。

2. Undue Input VATもしくはSuspense Input VAT (期限未到来の仮払消費税)

1を支払者サイドから処理する場合に使用する科目です。主としてサービス業のサプライヤーへの支払債務計上時にこの科目で処理し、実際に支払った際に先方からタックスインボイス入手を確認して、仮払消費税に振り替えます。

3. Withholding Tax PND1, Withholding Tax PND3, Withholding Tax PND53, Withholding Tax PND54
 預り源泉税関連の科目です。日本では預り源泉税は、通常、給与関連くらいしかありませんので一つしか科目設定がないのがほとんどだと思います。タイでは申告書の種類ごとに預り源泉税の科目を分けるのが普通です。PND は所得税の申告書式名であり、PND1 が給与源泉税、PND3 が個人事業主所得源泉税、PND53 が法人事業主所得源泉税、PND54 が海外に所得を支払う場合の源泉税の申告書です。原則、翌月の7日に支払う申告書の納税額はそれぞれの勘定残高と一致していることが必要です。

4. Add Back Expense

領収書不備、車両リース料の損金限度超過等様々な理由で法人税上損金不算入となった経費をこの科目で一括処理します。日本では損金算入要件が緩いせいか、項目ごとに都度拾い上げる実務であり、このような科目設定をしないと思いますが、タイでは非常に細かく多数になることが多いため、このような科目を設けることになります。なお、引当金の繰入、寄付金、交際費に関しては別科目として設定するのが通常です。もし、Add Back Expense が大きい場合内容を精査するとともに、連結手続上は本来の科目で処理する等の手続が必要です。(このまま処理すると連結上は雑費となると思います。)

上記のような科目は、日本ではあまり馴染みのない科目だと思います。日本のシステム会社に経理システム設定をお願いする場合は、特別に科目設定等を依頼しておく必要があります。(特に VAT 関連を自動処理したい場合、あらかじめ依頼しないと、ハンド対応ということになる可能性が大きいです。)

Bookkeeperのつぶやき。。

引越でバタバタしている中、20代前半の若い日本人を雇いました。(未登録ですが、日本の会計士試験合格者です。)日本での実務経験がほとんどないまま、海外で一人前になるため、これから相当の苦難と忍耐を覚悟しなければなりません。それを知らないだけなのかもしれませんが、凄い度胸だなと思います。伊達と酔狂の会計士を標榜する自分としては、こういう若い日本人が増えればいいなと思います。彼が一人前になるまで相当の年数がかかると思います。後継を育てることが、自分の次のミッションと認識して、面倒がらずに教育していきたいと思います。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: 323 United Center Bldg., 19th FL., Unit 1901-1902B Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 635-5145 Fax: 66 (2) 635-5150 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co., Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第51回 会計税務問答集 -新タックスインボイス-

VAT 申告事務フローの解説を7年前くらいのKのつぼに書きました。テラスグループのウェブサイトに過去記事として掲載されており、今でも見ました、参考にしてます、というコメントを聞きます。意外？に過去記事が愛読されているのを見て、少し嬉しかったりします。ある人からは本にして出版すべきとまで言われましたが、当時、思いつくまま書いたもので、まあ、それ程のものでもないでしょう。(；)

今回、簡単に VAT 申告までの流れをおさらいすると、売上関連でいえば、①タックスインボイスを課税点で発行する、②売上タックスインボイス控を月次連番順でファイルして、売上タックスインボイスファイルを作成する、③売上タックスインボイスファイルをベースにして売上 VAT レポートを作成し、売上タックスインボイスファイルの鑑として一緒にファイルする。④売上 VAT レポートの本体金額合計及び VAT 金額合計を売上 VAT 申告書(PP30)に転記する、となります。仕入関連も、ほぼ同じです。①タックスインボイス(オリジナル)をサプライヤーから入手する、②仕入タックスインボイス(オリジナル)を日付順に自ら採番し、その番号順でファイルして、仕入タックスインボイスファイルを作成する、③仕入タックスインボイスファイルをベースにして仕入 VAT レポートを作成し、仕入タックスインボイスファイルの鑑として一緒にファイルする、④仕入 VAT レポートの本体金額合計及び仕入 VAT 金額合計を VAT 申告書(PP30)に転記する、となります。この一連の流れでわかると思いますが、総勘定元帳とか会計帳簿という用語は一切出てきません。VAT 申告は会計帳簿には一切依拠していません。タックスインボイスが伝票・証憑であり、VAT レポートが管理元帳ということで、会計帳簿とは切り離され、ある意味、二重に記帳を要する事務となっています。

さて、マザーブレインのカレントトピックスで記事になっていましたが、2014 年からタックスインボイスと VAT レポートへの記載すべき事項が追加となりました。具体的にはタックスインボイスに顧客納税者番号を記載するようになったこと、顧客、発行者の事業所住所が、本店の旨もしくは支店の場合、支店番号を記載することが必要となりました。VAT レポートもそれにあわせて同種の情報を記載するようになっています。VAT レポートの方は8月のカレントトピックスに歳入局の様式が記載されていますので参考してみてください。今回は、弊社のスタッフがタックスインボイスのサンプルを入手してきましたので、日本語訳を御紹介したいと思います。なお、紙面の関係で2ページ目にサンプル日本語を掲載し、以下、解説を記載します。

まず、従来から記載すべき項目ですが、①タックスインボイス発行者名、②発行者の住所、③発行者の納税者番号、⑤“タックスインボイス”の文字、⑥購入者名、⑦購入者住所、⑩発行日付、⑪タックスインボイス番号(連番)、⑫物品・サービスの名称、⑬数量、⑭物品・サービスの価額、⑮VAT の金額となっています。この部分に変更はありません。追加で、④の箇所に発行者の本店の旨もしくは支店の場合は支店番号を記載することになりました。この様式上、本店の欄は単純にチェックマークを付す趣旨と思われる。また、⑧の箇所に購買者の納税者番号を記載することとされ、購買者事業所住所が本店の旨もしくは支店の場合は支店番号を⑨の箇所に記載することとなりました。⑧の納税者番号は歳入局ウェブサイトでチェックできるようですが、⑨を口頭確認だけで行くと誤りを生む可能性があります。大口取引先については、必ず PP20(VAT 登録証)のコピーを取り寄せ、確認するようにした方が無難です。また、サプライヤーから入手したタックスインボイスについては、同じく必ず本店表示、もしくは支店番号が正しいか確認することが必要です。特段の経過措置もないように思われ、支店番号間違いにより、住所表示誤記載、仕入税額控除不可と指摘されることのないようにする必要があります。(それにしても今回の規定変更は会計事務所泣かせです。。。(;O;))

コンパス株式会社

住所 : 323 Unit 1901-1902B Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500

納税者番号 : 0105549061324

本店 支店番号

タックスインボイス / 領収書

顧客名 _____	日付 _____
住所 _____	タックスインボイス番号 _____
タックスID番号 _____	支払期日 _____
本店 支店番号	注文書番号 _____

項目番号	項目	数量	単価	値引	金額
1	フロアタイル	1,000.00	27.00	-	27,000.00
2	セメント	10	20.00	-	200.00
3	砂	5	800.00	-	4,000.00
4	レンガ	500	28.00	-	14,000.00
英語表記金額		商品インボイス価額合計			45,200.00
Forty Eight Thousand Four Hundred Seventy One Only		VAT7%			3,171.00
		合計価額			48,471.00

Bookkeeperのつぶやき。。



新事務所で自分の場所は西側のため、きっと暑いのだろうと想像していました。引越後、とんでもない勘違いだったことが判明しました。空調が効きすぎて、毎日、凍えています。だいたい21度から22度。ほぼスタッフ全員が上着を着込み、一部ではダウンジャケットを着ているものもあります。私も厚手のヨットパーカーを着こんでいます。新しいオフィスであるにもかかわらず、全館冷房。調整は不能。これから乾季が深まるにつれ外気温が下がり始めたらどうなるのだろうと今から戦々恐々です。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: 323 United Center Bldg., 19th FL., Unit 1901-1902B Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 635-5145 Fax: 66 (2) 635-5150 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com



Kompass Accounting Co., Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第 52 回(最終回) 会 計 税 務 問 答 集 - 税 務 調 査 -

突然ですが、本連載もすっかりマンネリになってしまいました。。。自分が言いたかったことは語りつくした感があります。視点を根本的に変える必要があると思われ、川島さんの許可を得て、月報の連載は、新しく弊社で雇用した左近君に譲ることになりました。彼が退職してしまう(；)と再開するかもしれませんが、K のつぽは、暫く休載としたいと思います。今までご愛読ありがとうございました。今後は、一管理マンとして、小ネタを管理マン通信に投稿したいと思います。(；)

さて、最後のテーマとして、これだけ政治が混とんとしても、全く無関係に続いている税務調査の話をしたしたいと思います。ここ 1, 2 か月で弊社だけで 3, 4 件の税務調査を扱っています。ほとんどが還付請求をきっかけとしたものですが、最近、また、調査が多くなっているのかとも思います。調査の内容は、すべて同じパターンで事務上の単純な納税ミスを見つけたのち(省略する場合があります)、それでも追徴額が大きくなる場合、注目するのが、粗利益率、日本人給与及び関連経費(出張旅費等)です。そのロジックは、例えばこうです。

① 前年の粗利率は 10% あった。今年は 3% しかない。この粗利率の低下は市場価格で取引していないことに起因していると認定する！ については粗利率を今年度も 10% として、最終課税所得を計算する。還付額がなくなり、逆に X 十万バツを納税する必要がある。

② 売上に対して日本人給与が高すぎる。そもそも日本人を 2 名も 3 名もおく意味が無いのではないのか。売上が伸びないのは、日本人が会社の事業と関係のない活動をしているからに違いない。出張旅費が多いのはプライベートで旅行しているからに違いない。(こんなことを税務署に呼び出されて直接聞くと、ほとんどの日本人は頭に血を登らせてカーッとなってしまいます。(；` ㄥω ㄥ´) 日本人は行かない方がよいですよとアドバイスする所以です。) については日本人給与及び関連経費を全額否認して、最終課税所得を計算する。還付額がなくなり、逆に X 十万バツを納税する必要がある。

こういう議論に入ってしまった場合、まず、最初に理解しなくてはいけないのは、もはや、彼女たちの思い込みを 100% ひっくり返すのはほとんど不可能に近いということです。

① について、移転価格に近い議論に見えるかもしれませんが、税務調査官は独立企業間価格をきちんと査定しているわけではなく、前年を市場価格とみなしているにすぎません。悪名高い、歳入法 65 条 BIS(4) に基づいて、調査官は市場価格を査定する権限が付与されています。法に則り査定する場合、それなりの技術や根拠が必要と思われ、そのような根拠がなく、勝手査定してしまうは明らかに権限の濫用に近いものと思います。ただ、マザーブレインのルーリングや最高裁の判例を見る限り、権限の濫用と認定されたケースはなく、ほとんどのケースで納税者側が負けているようです。従って、一度、この議論に入り込んでしまった場合には、完全勝利を望まず、条件闘争に切り替える方が得策だと思います。条件闘争とは、例えば何か理由をつけて、10% で先方が市場価格と言っているものを 7% が適正と主張するということなことです。先方の 10% の根拠が単に前年度の比率であることも多く、根拠としては非常に薄弱です。とにかく何か低いレートとする別の理由を見つけて反論することです。そもそも根拠薄弱のせいか、先方もわりあい交渉に応じてくれます。これを現状の 3% に固執すると泥沼化し、双方ともに感情的になり、收拾のつかない事態となります。

②についても同様に例えば、日本人全員について損金否認するのではなく、1名分についてのみ否認としてくれといったような主張をします。給料が高いと言っても日系企業で日本人の給与を全否定することまでは、先方もなかなか自信がないものとみえて、これも割合、交渉に応じてくれます。旅費についても、日々の高速代とかガソリン代を否認されるとなかなか難しいですが、出張の場合、出張報告や議事録等を提出し、削れるところはけずる交渉が必要です。

どんなに納税者が理屈を振りかざしても、いったん振り上げた拳をなかったことにするのは難しく、やむなく落としどころを見つける交渉をするということです。

なお、①の粗利調整で、おまけがついてくることがあります。粗利というのは売上と売上原価の差額です。で、粗利を増やすためには、法人税の修正申告書上、売上を増加させるか、売上原価を減額するかによって調整します。この時、税務調査官の方では売上を調整し、売上 VAT の追徴をあわせて主張してくるケースが多いです。この方法による VAT 追徴の方法を見たのは 10 年前のプラチンプリでの税務調査の時でした。その後、しばらく見ませんでしたが、調査官の異動に伴い、その他の地域に拡散したのではないかと推定しています。最近では、多くの税務署がこのおまけをつけるようになりました。これも粗利を売上原価の方で調整できないか、交渉してみることが必要です。売上原価で調整できれば、この VAT 追徴はなしで行けます。特に仕入を親会社に依存している場合や製造会社の場合は、割合、原価調整の主張が通りやすいです。市場価格から外れるのはどちらかというと原価面ということを主張しやすいからです。

このような荒っぽい妥協をして、翌期以降の粗利率をコミットすることにならないかという懸念があるかと思います。可能性としてはあるかと思いますが、しかし、中小企業の場合、每期、税務調査を受ける事態になれば別ですが、大きな懸念材料とはならないように思います。直近の事例では 2011 年の税務調査をしていて、粗利率調整をして追徴を受け、2012 年はさらに酷い赤字のため指導が入ると思いきや、そこは担当外なので、次の税務調査官に判断を委ねるというようなコメントがありました。多くの場合、調査内容にあまり継続性が見られないのです。この事例の場合、恐らく 2012 年はもう一度仕切り直して利益率を巡って交渉が行われることになるかと思っています。

。。Bookkeeperのつぶやき。。

Kのつぼも通算で87回、7年と3か月続いたことになります。初回の書き出しが「ネタ切れです」からスタートでしたので、我ながらよく続いたなと思います。締切を忘れていて慌てたこともあります。何とか、その都度ネタを見つけて、ほとんど督促を受けず記事を書いてきました。それにしても私よりずっと長く続けている河本さんや藤原さん、もちろん川島さんもすごいなあと思います。先に逝ってしまいました。。最後になりましたが、今年1年、お世話になり、ありがとうございました。よいお年をお迎えください。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: 323 United Center Bldg., 19th FL., Unit 1901-1902B Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 635-5145 Fax: 66 (2) 635-5150 E-Mail: kobayashi@KompassAccounting.com